

## 議案第75号 小松島市道路占用料条例の一部を改正する条例について

### 《改正の趣旨》

消費税率の引上げに伴い、道路の占用料について消費税相当額を増額するもの。

小松島市道路占用料条例(昭和36年小松島市条例第19号)新旧対照表

現行	改正後（案）	備考
(占用料の額) <p>第2条 占用料の額は、別表の占用料の欄に定める金額に、法第32条第1項若しくは第3項の規定により許可をし、又は法第35条の規定により協議し、その同意を得た占用の期間に相当する期間を同表の占用料の単位の欄に定める期間で除して得た数を乗じて得た額(その額が100円に満たない場合にあっては、100円)とする。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、<u>道路の占用のうち消費税法(昭和63年法律第108号)第6条</u>の規定により<u>非課税とされるもの</u>を除くものについての<u>占用料の額</u>は、かつて書きを除く前項本文の規定により算定した額に<u>1.08</u>を乗じて得た額(その額が100円に満たない場合にあっては、100円)とする。</p> <p>3 (略)</p>	(占用料の額) <p>第2条 占用料の額は、別表の占用料の欄に定める金額に、法第32条第1項若しくは第3項の規定により許可をし、又は法第35条の規定により協議し、その同意を得た占用の期間に相当する期間を同表の占用料の単位の欄に定める期間で除して得た数を乗じて得た額(その額が100円に満たない場合にあっては、100円)とする。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、<u>消費税法(昭和63年法律第108号)第6条第1項</u>の規定により<u>消費税を課さないこととされるもの</u>以外の<u>道路の占用に係る占用料の額</u>は、かつて書きを除く前項本文の規定により算定した額に<u>1.1</u>を乗じて得た額(その額が100円に満たない場合にあっては、100円)とする。</p> <p>3 (略)</p>	
		削る 改正 改正 改正